

基本目標	3	豊かな心を育み文化を高めるまちづくり
政策	1	社会で生き抜く力を育てる
施策	①	豊かな情操を育む幼児教育の充実

■ 現状と課題

幼児期における教育は、豊かな情操を育み、集団の中で社会性や創造性を培うなど、生涯にわたる教育の原点として重要な意味を持っています。

本町では、幼稚園1か所、保育所4か所、へき地保育所1か所で幼児教育を進めています。幼稚園では、幼児期の発達の特性に照らし、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての指導を中心に、幼児の自由な発想や持ち味を発揮させるとともに、自然体験や表現活動による豊かな感性の芽生え、幼児期にふさわしい生活リズムの中での基本的な生活習慣や規範意識の芽生えを養うなど、教材や指導プログラムなどの教育環境を工夫しながら幼児教育を展開しています。

幼児が安全で楽しい幼稚園生活を送るためには、施設や遊具の安全点検をこまめに実施し、幼児が安心して遊べる環境の整備や老朽化した遊具、教材、教具を年次計画で更新するなど、設備の充実を図る必要があります。

また、3歳児保育のニーズが高まりつつあり、導入についての検討や保育時間の延長など幼児期における集団生活の拡充を図る必要があります。

ひろお幼稚園の園児たち



◇ めざす姿

家庭や地域との連携を図りつつ、施設の危険箇所などの点検のほか、知識、思考力、表現力を養う幼児期教育の充実を図ります。

■ 具体的な施策

1. 教育内容の充実

幼児の健康な体と豊かな心の育成をめざし、四季に応じた自然体験や朝の絵本読み、英語に親しむ活動など、保育計画に応じた指導に努めます。

2. 遊具、教材・教具の更新と新規購入

幼児の発達段階に応じた遊具や教材・教具を年次計画で整備します。

3. 幼保一元化の検討

3歳児保育の導入にあたって、カリキュラムの編成や保育室整備のほか、将来を見すえた幼・保一元化（認定こども園^{※1}開設）について検討します。

【用語解説】

※1 認定こども園 就学前の子供に対し教育、保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行うもの。

幼稚園児数の推移

（単位：人）

年 度	4 歳 児	5 歳 児	合 計
平成14年	30	32	62
平成15年	31	32	63
平成16年	26	30	56
平成17年	31	25	56
平成18年	24	29	53
平成19年	31	23	54
平成20年	25	27	52
平成21年	22	27	49

基本目標	3	豊かな心を育み文化を高めるまちづくり
政策	1	社会で生き抜く力を育てる
施策	②	教育の基礎を育む義務教育の充実

■ 現状と課題

21世紀は、新しい知識・情報・技術が社会の活動基盤として、飛躍的に重要性が増す「知識基盤社会」の時代だといわれています。このような社会において、社会の変化に取り残されないよう子供たちに「社会で生き抜く力」を身につけさせる必要があります。子供たちが置かれている現状を的確に把握し、学校・家庭・地域を有機的に関連づけ、生きていくために必要な知恵につながる確かな学力、思いやりの心などの豊かな心、生涯を通じて健康に過ごすことができる健やかな体をバランスよく育てていくことが求められています。

小・中学校の教育は、個に応じたきめ細かな指導体制をはじめ、特色ある教育の推進や教具・教材の充実、施設整備など教育環境の整備に努めていますが、次のような課題があります。

- ① 個に応じたきめ細かな指導を一層充実させ、子供たちの生活習慣や学習習慣の確立を図り、学力向上に努めるとともに、健康な食生活を実践するための食育※1に取り組む必要があります。
- ② 地域の優れた人材や自然・文化・地域産業などの教育資源のほか、ふるさと教育や民間活力を活用した職場体験・就業体験などの社会体験を一層進める必要があります。
- ③ 特色ある教育「中高一貫教育※2」の利点を最大限に生かし、学力向上の取組を一層進めるとともに、地域に根ざした教育をめざすため、地域への情報発信をより増やしていく必要があります。また、将来的には幼稚園・保育所から高校まで、計画的・継続的な教育の実現を図り、「広尾の子供は広尾で育てる」を基本理念に教育を進めていく必要があります。
- ④ 高度情報化、国際化が急速に進む中、情報教育や英語をはじめとする外国語教育の推進が求められており、教育機器の充実と指導者を配置する必要があります。
- ⑤ 社会問題化している「いじめ」、「不登校」、「問題行動」を起こさないために、学校、家庭、地域が一体となり、子供を育てる環境づくりと規範意識の高揚を図る必要があります。
- ⑥ 少子化による児童・生徒の減少傾向が続く中、円滑な学校経営を推進するため、地域や保護者の意見を反映した教育環境の整備を図る必要があります。また、学校統合後の既存施設については、広く住民の意見を聞き有機的な活用を図る必要があります。

【用語解説】

※1 **食育** 食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育。

※2 **中高一貫教育** 中学校3年間、高等学校3年間の教育を、それぞれ独立したものでなく、6年間の計画的・継続的な教育指導を行っていく制度。

◇ めざす姿

子供たちが将来に向かって、自立した人間として生き抜くため、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、必要な思考力・判断力・表現力などの能力を育み、主体的に取り組む態度を養うとともに、学校、家庭、地域が一体となった教育環境の向上をめざします。

■ 具体的な施策

1. 学校教育施設・設備の整備

安全で安心した学校生活を確保するため、小・中学校の施設改修と情報化・国際化時代に対応した教材、設備機器の整備を計画的に進めます。

2. 教育力向上の推進

学校における教育力の向上対策に努めるとともに、家庭における児童生徒の生活習慣・学習習慣の確立と食育における指導・啓発に努めます。

3. 教育内容・特別支援教育の充実

基本的な学習はもとより、情報化、国際化、環境教育など、時代の流れを的確にとらえた教育内容の充実を図るほか、地域教材を活用した体験学習や親善交流を推進するとともに、特別支援教育を必要とする児童生徒に対し、その状態に応じた指導体制の構築を図ります。

4. 教職員の研修・生活環境の整備

教員の指導力向上に向けた研修と教育機関の機能を充実させるとともに、教職員の住環境整備を進めます。

5. 学校と地域社会との連携

学校・家庭・地域の連携、協力により、児童生徒の健全なる育成と安全確保に努めます。

6. 地域教育資源の活用

人材を生かしたキャリア教育(職業教育)をはじめ、自然や文化資源を活用した実践的教育を推進します。

7. 学校保健の充実

保健指導や相談体制の充実を図るとともに、関係機関との情報収集、情報交換を図りながら学校保健担当者の研修の充実に努めます。

8. 学校給食の充実

学校給食における安全性の確保と地場産品を活用した給食の提供に努めます。

9. 就学支援の強化

教育相談を進める中から適正な就学指導にあたりるとともに、児童生徒に対し必要な就学援助を行います。また、遠距離通学者の通学支援と通学手段を提供します。

10. 連携型中高一貫教育の推進

生徒の自己実現に向け、中学校と高等学校が連携する中から、中高一貫教育の6年間で計画的、継続的に推進し、調和のとれた教育を実現します。

学力向上に向けた啓発リーフレット



(児童生徒向け)



(保護者向け)

成果目標

成果指標	成果目標		
	現状	目標	(年度)
学校の耐震化率	47%	67%	H29
成果目標			実施目標年度
旧校舎の跡利用			H24
栄養教諭の配置(1人)			H24

家庭学習の手引き（上：小学生版、下：中学生版）



基本計画



基本目標
3

基本目標	3	豊かな心を育み文化を高めるまちづくり
政策	1	社会で生き抜く力を育てる
施策	③	連携型中高一貫教育の推進

■ 現状と課題

町内の中学校卒業生で、特に広尾中学校卒業生の約7割以上が広尾高等学校に進学していることから、生徒はもとより保護者や地域の広尾高等学校の教育活動に対する関心と期待が高まっています。

平成18年度に中高一貫教育が本格スタートし、「地域の教育力を結集し、広尾の子供は広尾で育てる」を基本理念に中学校と高等学校がそれぞれ連携し、地域とともに生徒の進路実現に向け計画的、継続的な取組を行っています。

しかし、北海道教育委員会では、現在、公立（道立）高校配置計画^{※1}を進めていることから、本町の特殊性を訴え、広尾高等学校の存続を町民一丸となって要請していかなければならない時期にきています。

今後は、広尾高等学校が魅力ある高校、特色ある高校になるため、町としても効果的な支援を図る必要があります。また、中高一貫教育の推進にあたっては、地域の教育力が不可欠であり、更なる地域への活動啓発を進めながら、地域に対してどのような協力支援を要請するかを検討する必要があります。

広尾高校吹奏楽部「僕らのコンサート」



【用語解説】

※1 公立（道立）高校配置計画 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」第4条において、「都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。」と定められており、道教委はこの法律に基づき、「公立高等学校配置計画」を策定している。

◇ めざす姿

特色ある中高一貫教育を地域とともに着実に進め、名実ともに魅力ある高校づくりを町として支援し、生徒の自己実現をめざします。

また、町民一丸となって、地域の財産ともいえる広尾高等学校の存続を支援します。

■ 具体的な施策

1. 連携型中高一貫教育の推進

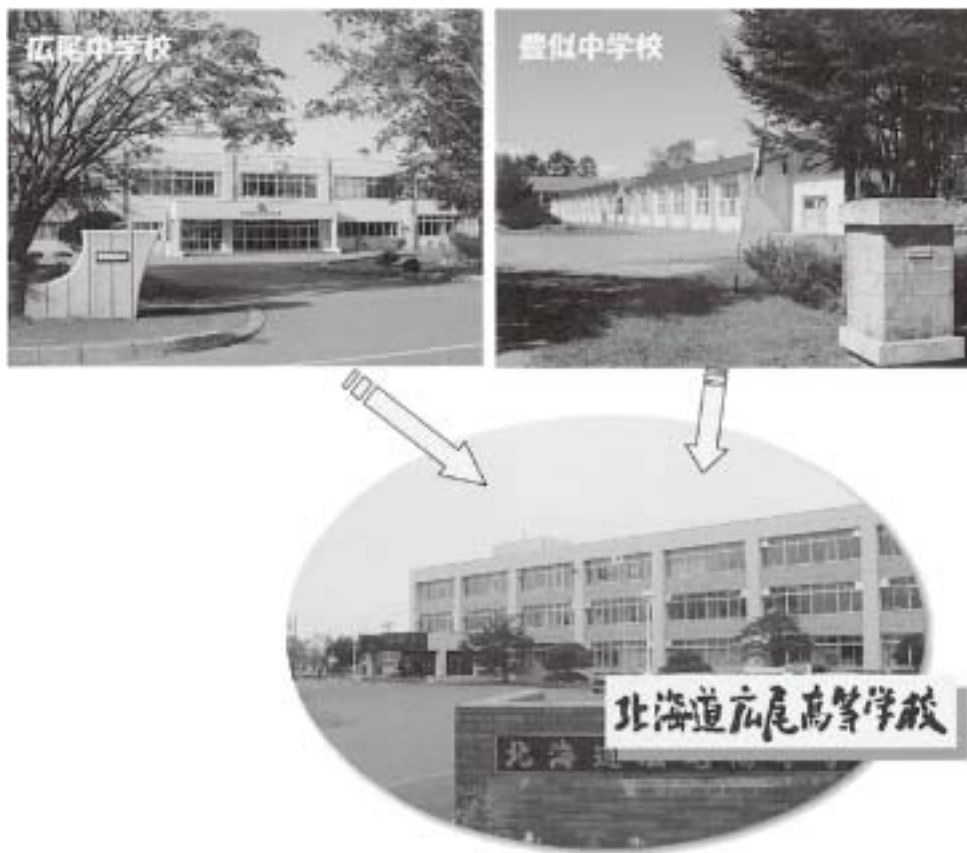
生徒の自己実現に向け、中学校との連携を図り、中高一貫教育の6年間を計画的、継続的に推進し、調和のとれた教育を実現します。

2. 広尾高等学校への支援

基礎・基本の確実な定着と生徒の自己実現をはじめとし、魅力ある高校づくりが進められている中、広尾高等学校の更なる活性化を支援します。

3. 広尾高等学校の存続

公立（道立）高校配置計画が進められている中、広尾地域の財産ともいえる広尾高等学校の存続に向けた活動を展開します。



基本目標	3	豊かな心を育み文化を高めるまちづくり
政策	2	生涯を学びゆとりを育む
施策	①	地域社会に還元する生涯学習の推進

■ 現状と課題

高齢化社会の今日、人生を実りある充実したものにするためには、生涯にわたって学び続けることが大切です。また、国際化や科学技術の進展、情報の高度化など、新しい知識や技術を習得するための学習がますます必要となっています。

生涯学習※1は個人的な営みですが、その成果を地域社会に還元することにより、自らの生きがい感を高め、豊かな生活を送ることにもつながり、そのことが次世代に受け継がれていくことが重要となっています。

本町においては、少子・高齢化が進み、人生80年とした生活周期を基本とした学習機会が必要となっていますが、現在は世代別の学習内容となっています。また、すべての学習領域や対象において高齢化に対応した学習活動がなされていないことや世代間交流型の学習内容が少ない状況にあります。

活動施設については、現在、主に建設後44年が経過した児童福祉会館大ホールを活用しています。しかし、舞台や音響、照明などの機能が時代にそぐわなくなっており、芸能の発表や芸術鑑賞などの招へいに支障がでている状況にあります。また、図書館のブックスタートや本の読み聞かせ、親子のふれあいなど、多機能スペースの確保についても課題となっています。さらには、バリアフリー化や駐車場の確保など利便性の課題や老朽化の問題も抱えており、時代に適応したホールの建設が強く求められています。加えて、利用団体やサークル・グループの多様化により、それらの活動場所の確保が必要となっています。

今後は、高齢期に対応した学習機会の提供を促進するほか、生涯学習情報の収集・提供や相談・支援体制づくりなど、生涯学習の基盤整備を図る必要があります。また、生涯学習で得た知識や技能を積極的にまちづくりに生かしていく体制の構築や、こうした機能を発揮するための拠点施設の整備が必要です。

【用語解説】

※1 **生涯学習** 人々が生涯にわたって行う学習そのもの。

◇ めざす姿

いつでも、だれもが自由に学習に取り組むことができ、学んだ成果をまちづくりに生かすことにより、個々の生きがい感と地域力を高めることができるような学習環境の整備をめざします。

■ 具体的な施策

1. 生涯学習推進協議会などと連携した生涯学習の推進

生涯学習推進協議会などと連携し、意見・提言などを十分に生かした計画策定や全町的な生涯学習の取組を推進します。

2. 社会教育施設による情報提供とネットワークの形成

図書館・博物館・公民館などを中心とした情報提供を充実し、拠点施設に情報を集約することと、そのネットワーク化を図ります。

3. データバンクの充実と相談体制の整備

学習内容・指導者・団体・ボランティアなどのデータバンク※1の充実と生涯学習の相談に応じる相談体制の整備を図ります。

4. 地域の教育力向上の推進

健全育成などの地域課題に取り組む学習や活動を通して、地域・家庭・学校の連携・協力を図り、地域の教育力向上の推進に努めます。

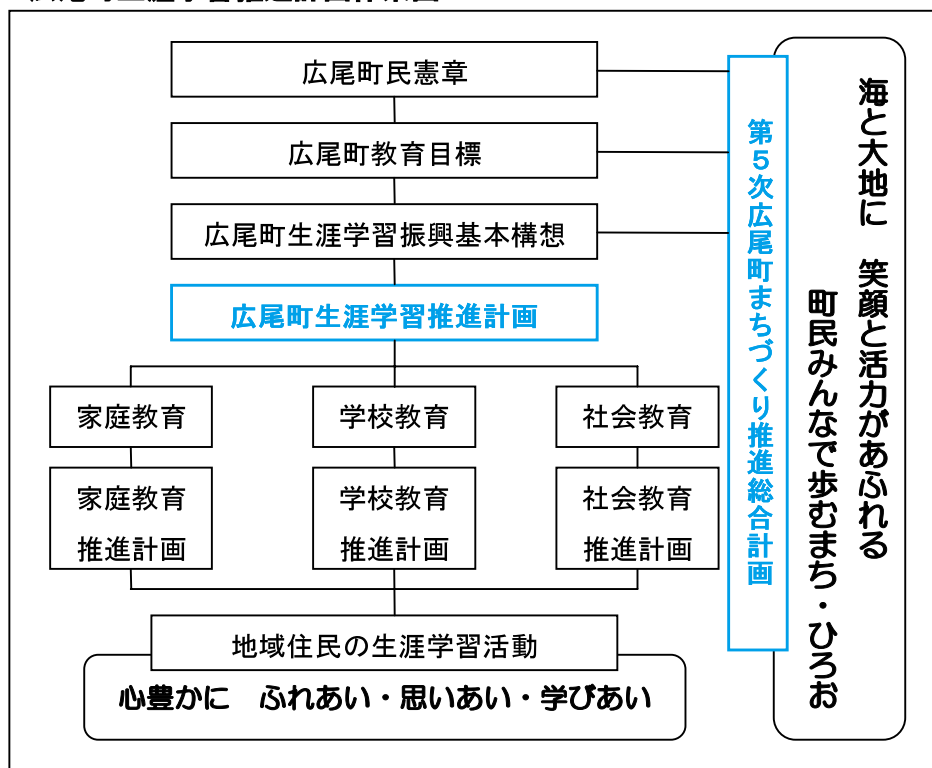
5. 「生涯学習センター」などの拠点施設の整備

多様化する生涯学習のニーズに対応しながら、生涯学習で得た知識や技能を積極的にまちづくりに生かし、「地域力」を高める拠点施設としての「生涯学習センター」を整備します。

【用語解説】

※1 データバンク 相互に関連するデータを整理・統合し検索しやすくしたもの。

広尾町生涯学習推進計画体系図



■ 成果目標

成果目標	実施目標年度
生涯学習センター(学習センター、文化ホール、図書館などの複合施設)新設	H27

基本目標	3	豊かな心を育み文化を高めるまちづくり
政策	2	生涯を学びゆとりを育む
施策	②	自己実現をはかる社会教育の充実

■ 現状と課題

本町の社会教育活動は、少年・青年教育のほかに各種の教養や奉仕活動など自己啓発のための学習活動に取り組む成人教育※1、男女共同参画社会実現のための社会参加に取り組む女性教育、健康で生きがいのある豊かな生活を営むための高齢者教育など、世代別領域ごとに取り組んでいます。また施設別に、図書館※2教育、公民館※3教育、博物館教育など、施設の持つ教育機能を生かした社会教育活動に取り組んでいます。しかし、学習内容が実用的価値から情報的価値への拡大が進んでいないとともに、学習情報の提供も直接の面談や広報紙などにとどまっています。

社会教育を進めるための課題として、成人教育については、情報の高度化などに伴う多様な学習ニーズに対する学習機会や情報の提供、指導者の発掘、養成体制の整備を図る必要があります。また、女性教育については、地域や生活課題の解決のための学習機会提供のほか、ボランティアなど社会参加活動への情報提供や全町的に連携した組織化を図る必要があります。さらに、高齢者教育については、経験や知識、技能を生かす人材活用やボランティアなど社会参加の機会提供を図る必要があります。一方、図書館等については、読書、文化、科学、教養活動の充実を図り、学習情報や施設情報のネットワーク化と利用者に優しい施設づくりを図る必要があります。

今後は、世代別の学習機会の充実とともに、世代間交流型学習の展開も必要となっています。さらに、町外の施設と連携が図れる「図書館」を整備する必要があります。

【用語解説】

※1 **成人教育** 成人の知識、技術、技能の向上、態度変容をめざす教育・学習の総称であり、教育行政が成人を対象として行う教育。

※2 **図書館** 図書・記録そのほかの必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般住民の利用を図り、その教養、研究調査、レクリエーションなどに役立つことを目的とした施設。

※3 **公民館** 市町村に設置され、住民のために実生活に即した教育・学術・文化に関する各種事業を行う施設。

◇ めざす姿

成人・女性・高齢者の方々が、学習活動の成果を地域づくりに生かすとともに、経験や技能を活用して世代間の交流の展開を図ります。

■ 具体的な施策

1. 成人教育への多様な学習機会の提供

成人教育の公的学習機会の提供ばかりでなく、現実的な産業別学習の提供や奉仕活動を支援する体制づくりの充実を図ります。

2. 女性教育への支援

産業別の女性教育組織の連携や連絡調整のための女性団体への支援を図ります。

3. 高齢者教育への支援

現状の高齢者学級を高齢者がその経験や技能を活用し「自らが教え、自らが学ぶ」相互教育へ発展させるとともに、世代を超えた交流の場として充実させます。

4. 社会教育施設の情報環境の整備

図書館蔵書データベース化及び情報システムの導入を図ります。

5. 図書館の整備

学習・交流の活動拠点や情報ネットワーク・データバンクの中核としての機能をもつ図書館の整備を図ります。

高齢者学級



■ 成果目標

成果目標	実施目標年度
図書館(生涯学習センター複合施設)の整備	H27

基本目標	3	豊かな心を育み文化を高めるまちづくり
政策	2	生涯を学びゆとりを育む
施策	③	青少年健全育成の充実

■ 現状と課題

少年期は、周囲の環境の変化を受けて育つ時期です。核家族化や少子化の社会現象によって、家庭の教育力の低下が叫ばれています。子供同士の遊びや自然とのふれあいが少なくなり、自主性や社会性が低下し、忍耐力に欠け、感動する心も希薄になってきているといわれています。比較的 naturally 恵まれた本町でも、自然に接する機会が少なくなっており、自由時間においても異年齢の友人とのつきあいが減少している状況にあります。

一方、青年期は、社会的な役割と責任を身につけることが必要な時期です。青年人口の減少が進む中、価値観の多様化や地域社会に対する結びつきが薄くなり、連帯感や目的意識の低下などが進み、青年相互の交流機会も少なくなっています。本町においても、人口減少の中で青年層の割合が減少するとともに、職場などにおいても同僚がいないなど、仲間とともに活動力を発揮することができにくい状況にあります。

青少年健全育成の充実を図るうえで、体験学習や学習講座の開催、世代間交流や奉仕活動などの社会参加活動の機会拡充を図る必要があります。また、少年団体リーダーや地域青年リーダー養成の研修会の機会を拡充し、子供会、少年団、青年団体・サークル活動の活性化を図る必要があります。さらに、家庭・学校・地域社会の連携や職場、関係機関との協力体制の強化を図る必要があります。

今後は、青少年の主体的で創造的な活動や社会参加活動などが重要であることから、少年期の体験的学習機会の拡充や青年の地域づくり活動への参加を促進することが課題となっています。また、既存の団体の拡充と活用や指導者の発掘・育成・活用を図る必要があります。

◇ めざす姿

少年団体や青年団体の活動の活発化を図るため、指導者やリーダーの養成を積極的に行うことにより、たくましい少年や魅力ある青年の育成をめざします。

■ 具体的な施策

1. 学習参加者の拡大と広報広聴活動の充実

体験学習^{※1}や講座を常開催し参加者の拡大を図るとともに、奉仕活動や世代間交流の情報提供・周知のため広報広聴活動の充実や相談体制の充実を図ります。

2. 団体の育成と拡充

地域子ども会や地域青年団の育成・拡充、野外体験活動を目的とする少年団の組織化、社会奉仕団体の結成に向けた支援を行います。

3. リーダーの育成

ジュニアリーダー^{※2}研修会や青年リーダー・女性交流研修会などの参加機会を支援します。

4. 青少年健全育成推進協議会活動への支援

学校・家庭・地域の協力連携の強化を図るため、青少年健全育成推進協議会の部会活動や組織力を一層高めるための支援を行います。

【用語解説】

※1 **体験学習** 体験を欠いたまま進められた教育に対し体験を補充する教育の領域。

※2 **ジュニアリーダー** 子供集団がその活動の相談相手として求められている年長青少年。

わんぱく自然体験塾



基本目標	3	豊かな心を育み文化を高めるまちづくり
政策	2	生涯を学びゆとりを育む
施策	④	健やかな子供に育てる家庭教育の充実

■ 現状と課題

すべての教育の原点は家庭にあるといわれていますが、近年の少子化や核家族化によって個人重視に偏るなど、親の家庭教育^{※1}についての考え方が変化してきています。日常のしつけや情操を養うことなどの家庭の役割が弱くなり、家庭の教育力が低下してきているといわれています。

全国的に乳幼児期における友達との遊びや交流の機会が減少し、情操や創造性・社会性の低下がみられるほか、子供の不規則な生活習慣が見られ、集団生活における協調性が低下しています。一方、家庭教育における保護者の教育力や責任能力が低下しており、子供の進路や悩みに対し、家族のコミュニケーションの不足から、青少年の問題行動が誘発される場合も見受けられます。

家庭教育とは、子育てを通じて親子ともどもが成長の実感を得ることにより「親子ともに育ちあうこと」の中から学んでいくものです。

今後、本町においては、親の学ぶ機会を設け、親同士の交流の機会を増やす努力が必要であり、その母体としてPTA活動を活用する方向を考える必要があります。その中で「子どもの発達」「学校教育目標」などを理解し、会員相互の学習やそのほか必要な活動を行うことにより、家庭の教育力の向上につなげる必要があります。

【用語解説】

※1 家庭教育 学校教育・社会教育とともに、子供の教育が行われる三つの領域の内の一つ。

◇ めざす姿

子供が発達段階にある家庭内において、親、学校・地域の役割を密にすることにより、家庭の教育力の向上を図ります。また、子育てに関する学習機会の提供により、健やかな子供を育てる健全な家庭づくりをめざします。

■ 具体的な施策

1. 情操教育の育成

乳幼児のブックスタート※1事業や読み聞かせボランティア活動などの情操教育※2の育成・拡大を図ります。

2. 家庭と学校の連携支援

家庭教育相談テレホンサービスや家庭教育学級の実施による「家庭と学校の連携支援」の強化を促進します。

3. 家庭と地域の連携の強化

留守家庭児童会や地域子ども会の運営と支援による「家庭と地域」の連携強化を促進します。

4. 親子の交流の拡大

青少年健全育成推進協議会との連携による「親子交流体験・家庭のふれあい」の機会提供の拡大を図ります。

5. 「広尾すこやか育て（家族ふれあい）の日」の推進

「広尾すこやか育て（家族ふれあい）の日」フェスティバル（仮称）を実施し、イベントや啓発により家庭教育の充実をめざします。

6. 学童保育事業の拠点施設の整備

学童保育児童数の動向や指導内容に適した施設を各機関との連携も考慮し整備を図ります。

【用語解説】

※1 **ブックスタート** 赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験とついでに絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動。

※2 **情操教育** 真・善・美・聖などの価値を求める感情の理解と体験を通して養う教育。

家庭教育学級



■ 成果目標

成果目標	実施目標年度
「広尾すこやか育ての日」の実施	H27
学童保育施設の整備	H24

基本目標	3	豊かな心を育み文化を高めるまちづくり
政策	2	生涯を学びゆとりを育む
施策	⑤	町民皆スポーツの振興

■ 現状と課題

本町においては、生活環境の変化や高齢者の増加に伴い、体力・運動能力の低下やストレスに起因する様々な健康障害が生じてきています。また、体育団体会員の高齢化や会員の減少が著しく、競技組織の弱体化やスポーツ指導者の不足によりスポーツレベルが低下している状況にあります。

スポーツを振興するうえで、健康や体力の維持増進に対する関心から競技的なスポーツはもとより「健康を意識したスポーツ」を促進するほか、高齢者や障害者にもやさしく手軽に楽しめるニュースポーツ※1の普及やトレーニング・レクリエーションの普及が必要となっています。また、町民だれもが“いつでも・どこでも”スポーツを気軽に楽しめる機会やその利用のための施設運営を柔軟な考え方で利用促進を図る必要があります。

今後は、各スポーツ団体・スポーツ少年団・スポーツ推進指導員など多方面の関係団体や指導者と連携を図り、その要として体育指導委員会の活用や学校教育関係者の持つ教育機能を活用する必要があります。

また、「総合体育館」などの施設整備については、その活動や交流の場としてどのような機能をもつ施設が必要かを検討することが重要です。

【用語解説】

※1 ニュースポーツ 新しい運動・体操などで地域の様々な世代の人が集まって手軽に楽しむ運動。

全道アイスホッケー広尾大会



◇ めざす姿

「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツ活動が楽しめるよう従来のスポーツに加え、野外活動やレクリエーション性の高いニュースポーツの推進などにより、町民皆スポーツをめざします。

■ 具体的な施策

1. 健康を意識したスポーツの振興

健康状況や年齢に応じたスポーツプログラムの開発、健康とスポーツを結びつけた情報提供、さらに健康スポーツ教室・行事の企画立案の強化を図ります。

2. 指導員の充実・体育団体の活性化

町民の要求に対応できる専門指導者・地域スポーツ指導者の養成、体育団体の活動広報による会員の増強の支援を図ります。

3. ニュースポーツの普及

ニュースポーツの研究開発と普及、各世代に応じた体力テストとトレーニングプログラムの開発、また、野外活動^{※1}も含めたレクリエーション^{※2}を実施します。

4. 各関係団体の連携支援

各競技団体と体育連盟・スポーツ少年団本部等が一層の連携を図り、町民が円滑にスポーツに取り組める体制を支援します。

5. スポーツ活動施設の充実と利活用

町民だれもがスポーツを気軽に楽しめる施設の整備充実に努め、利活用を図ります。

【用語解説】

※1 野外活動 自然の中で組織的・計画的に一定の目標をもって行われる自然体験活動。

※2 レクリエーション 仕事その他の必要から解放された自由時間に行われる自発的な諸活動で、社会体育では身体運動を材料とする社会的活動。

平成22年度広尾町体育連盟加盟団体

団 体 名	会 員 数	団 体 名	会 員 数
剣道連盟	11	相撲連盟	18
野球協会	17	ソフトテニス協会	19
ソフトボール協会	15	バスケットボール協会	17
陸上競技協会	24	硬式テニス協会	29
スケート協会	16	大丸山ゴルフ協会	19
スキー協会	19	ミニバレー協会	28
柔道連盟	12	パークゴルフ協会	146
卓球協会	32	サッカー協会	11
バレーボール協会	15	サーフィン連盟	20
水泳協会	9	テニポン協会	47
バドミントン協会	10	全21団体	534

基本目標	3	豊かな心を育み文化を高めるまちづくり
政策	2	生涯を学びゆとりを育む
施策	⑥	すそ野を広げる芸術文化の振興

■ 現状と課題

本町では、市街地文化協会1団体と地域文化協会3団体が活動を行っています。文化の日を中心に、文化作品の展示発表会や芸能発表会を年1回、それぞれの地区で実施しています。しかし、全町的な人口減少と高齢化による活動の停滞や次世代を担う会員が減少している状況がみられます。

芸術文化の振興を図るうえで、芸術文化・伝統文化※1の鑑賞機会の拡充や芸術・文化団体サークルの活動の奨励と支援を図る必要があります。また、芸術文化を推進するための指導者の発掘と拡充や文化発表や文化活動の活性化を図るための支援が必要です。

今後は、サークル・グループのリーダーの養成や指導者ボランティアの育成を図るとともに、地域の文化協会同士の協力・連携や活動の場の共有、さらに地域の自主性を尊重しつつ連合的関係の構築を図る必要があります。

また、文化活動の拠点施設としての文化ホールを整備する必要があります。

【用語解説】

※1 伝統文化 古くからの伝統を守り伝えられた有形・無形の文化。

秋の芸術祭(芸能発表会)



◇ めざす姿

各団体・サークル・個人の文化活動の充実をめざすため、その「発表の場」や「鑑賞の機会」などを支援し、指導者の養成や町民参加の人材を活用した組織化を行うことにより、地域住民による創造された文化活動を行います。

■ 具体的な施策

1. 芸術鑑賞機会の充実

芸術鑑賞団体の組織強化・充実を支援し、町民に優れた芸術鑑賞の機会を提供します。

2. 地域文化協会や各サークルの活性化と組織強化

地域文化協会相互の協力により連合的關係への構築を図り、活動の活性化、所属サークルとの連携を深めて各リーダーの指導力や組織の強化を図ります。

3. 文化活動の充実

舞台技術や講演運営に関する指導者などの積極的な発掘により、文化活動の充実を図り、幅広い協働体制を確立します。

4. 文化ホールの整備

芸術文化活動の拠点としての機能をもつ施設を整備します。

平成22年度広尾町文化協会加盟団体

団 体 名	会員数	団 体 名	会員数
太平画会	9	広尾バトンメイツ	17
広尾陶芸サークル	14	サンタランド港友会	7
寄木吟社	12	総合習字サークル	15
琴優会すみれ	17	書道会	6
琴優会ダカーポ	15	広尾書道会	5
民舞木の実会	13	広尾カメラ同好会	6
まこと会	4	囲碁同好会	8
リップリングウエーブ	21	十勝港ソー乱舞	28
ピアノフォルテの会	25	その他	1
ミュージックアトリエ	30		
広尾ダンス愛好会	18	全20団体	271

■ 成果目標

成 果 目 標	実施目標年度
文化ホール(生涯学習センター複合施設)の整備	H27

基本目標	3	豊かな心を育み文化を高めるまちづくり
政策	2	生涯を学びゆとりを育む
施策	⑦	文化財・郷土芸能の保存・継承

■ 現状と課題

町民が地域の文化財※¹や郷土芸能を媒介にして地域の文化を学ぶことは、自己の教養、想像力、生活文化を高めるのに大変有意義なことにつながります。

本町は、古い歴史があり、埋蔵文化財の発掘や記念物、史跡の指定・保護は今後の本町にとって重要なことです。しかし、これらの文化財や伝統文化・伝承文化※²を伝えていく流れが弱まりつつあり、これをいかに町民に関心をもたせ、後世に伝えていくかが求められています。

文化財・郷土芸能の保存と活用を図るうえで、郷土文化財の保護・保存と伝統・伝承文化の資料収集や郷土研究団体等の育成と指導者の養成が重要となっています。また、貴重な文化財などの史資料を保管・展示している博物館※³などの活用のほか、文化財や史跡めぐりなど町民参加の学習機会の提供と教育的利用の促進を図る必要があります。

今後は、高齢者の経験の聞き取りなど伝統・伝承文化について、郷土研究団体や関係機関等との多方面の連携が必要であり、その要として文化財専門委員会の活用や学校教育関係者の持つ教育機能の活用を図る必要があります。

【用語解説】

※¹ **文化財** 文化的財産（有形文化財・無形文化財・民族文化財・記念物など）

※² **伝承文化** ある社会や集団の中での口伝的に伝えられた口碑、伝説などの文化で受け継いで後世へ伝えられていくもの。

※³ **博物館** 歴史・芸術・民族・産業・自然科学などに関する資料の収集・保管・展示し、一般町民の利用に必要な事業を行うとともに、調査研究を行うことを目的とする機関。

◇ めざす姿

本町の歴史と伝統を守り、地域への愛着を培い、歴史と文化財保護・継承活動の展開を図ります。

■ 具体的な施策

1. 文化財・郷土芸能の保護普及活動の推進

道・町指定などの文化財や郷土芸能の保護・保存に努めるとともに、伝統・伝承文化の資料収集や文化財教室、史跡めぐりなど、教育的利用や学習機会の提供を図ります。

2. 文化財などの保護啓発活動の推進

研究団体の協力により標柱設置等の保護活動や活動者の養成を図るとともに、関係機関の連携により町民への啓発活動を展開します。

3. 博物館活動等の充実

博物館等の収蔵・研究活動の充実を図るとともに、展示更新や展示室の開放により、町民の関心と活動の場の提供を図ります。

広尾町の文化財

北海道指定文化財	
1	東蝦新道記彫字板
2	円空作・観音像
広尾町指定文化財	
1	円空仏・厨子
2	山道開発之記(写)
3	仙台藩トカチ陣屋跡
4	貞伝作・万体仏
5	手洗鉢
6	石灯籠
7	トカチ陣屋の井戸枠
8	水道木管
9	広尾学校扁額
10	彰如上人御消息
11	トカチ会所関係文書 四部
12	十勝神社 杉の樹林地
その他の文化財	
1	トーチカ
2	カムメロベツ遺跡
3	ルベシベツ山道 ほか

■ 成果目標

成 果 目 標	実施目標年度
博物館展示改修	H32

基本目標	3	豊かな心を育み文化を高めるまちづくり
政策	2	生涯を学びゆとりを育む
施策	⑧	広い視野を育成する地域間交流の推進

■ 現状と課題

本町の地域間交流は、国内では、芽室町との「うみとやまのふれあい交流事業※¹」や、長崎県西海市との姉妹市町交流事業※²など、気候や風土、産業や文化の違いに着目した様々な交流事業を展開してきました。また、国際交流は、昭和50年代の勤労青年などを対象とした海外研修に始まり、サンタランドの認定を受けたノルウェー王国フログン市との友好交流などが行われてきました。さらに、生徒の海外派遣事業として中学生の派遣（アメリカ）や高校生の相互派遣（カナダ）など、活発な交流事業を進めてきています。

地域間交流は、まちづくりにおける様々な分野に大きな効果が期待できるとともに、広い視野を持つ人づくりを進めるためにも重要な取組といえます。特に、国際交流については、今後の国際化の進展に対応するため、国際（理解）教育※³などを通じて、国際人としての認識と知識を深めることが重要となります。

今後は、国内交流については、お互いの地域の特色を生かした多様な交流事業を継続することが必要です。また、国際交流については、国際的な広い視野をもつ人づくりをめざし、学校教育・青年教育・成人教育などの中で語学学習機会の提供や外国人との交流を進めるなど、諸外国の歴史・文化・伝統などの理解を深める学習機会を拡充することが必要です。

【用語解説】

※¹ **うみとやまのふれあい交流事業** 農業を中心とする「やまのまち」芽室町と、漁業を中心とする「うみのまち」広尾町が、同じ十勝にありながら産業や文化が違うことに着目し、昭和62年7月の「ふれあい宣言」を契機に、文化やスポーツなど、両町民が参加する様々な交流事業を展開している。

※² **西海市との姉妹市町交流事業** 旧大島町との交流を合併後の新市「西海市」との間で継続させるため、平成18年7月に締結した姉妹市町提携に基づき実施している交流事業。日本の北と南というまったく違う気候・風土の中で、産業や教育など様々な分野での交流を図っている。

※³ **国際（理解）教育** 世界の諸国民が国を越えて理解し合い、互いに人間として尊敬と信頼をもって協力することによって、世界の平和を実現することを理念とした教育。

◇ めざす姿

異なる産業や文化などを持つ地域との交流を活発化させるとともに、国際化に向けた町民の世代別学習機会の提供を積極的に行い、町民が広い視野と国際感覚を養うことをめざします。

■ 具体的な施策

1. 国内交流の推進

① うみとやまのふれあい交流の継続

お互いの地域の特色を生かした芽室町との「うみとやまのふれあい交流事業」を継続します。

② 長崎県西海市との交流の継続

姉妹市である西海市との産業、教育、文化など様々な分野における姉妹市町交流を継続します。

③ ふる里会との交流の継続

都市情報の収集や地場産品の PR などを目的に設立されたふる里会（東京広尾会、札幌広尾会、帯広広尾会）との交流を継続します。

2. 国際交流の推進

① 英語教育指導の継続

小中学生を対象とした外国語指導助手による英語教育指導を継続して実施します。

② 継続的な語学学習機会の提供

幼児・一般町民などを対象とした英語指導員による、継続的な語学学習機会の提供を図ります。

③ 国際文化の体験的学習機会の提供

管内の国際交流組織との連携により、幅広い国際交流の体験的な学習機会の提供を図ります。

④ 中高生海外派遣事業の継続

中高生海外派遣事業の継続とホームステイ※1受け入れ事業への支援の充実を図ります。

【用語解説】

※1 ホームステイ 留学生などがその国の一般家庭に寄宿し生活体験すること。